

条例改正検討部会 審議経過

第 1 回 改正検討部会

日 時：平成 22 年（2010 年）8 月 18 日（水）9：30～11：50

出席委員：山中部会長、秋岡委員、塚本委員、福田委員、宮崎委員

内 容：

資料 2 『吹田市環境影響評価条例』改正の骨子案～』の内容について、事務局より説明を行い、部会にて内容について同意された。

第 2 回 改正検討部会

日 時：平成 22 年（2010 年）9 月 29 日（水）18：00～20：00

出席委員：山中部会長、秋岡委員、塚本委員、福田委員

内 容：

1 対象事業の規模について

資料 3 「開発行為」「住宅団地」「商業施設」「運動・レジャー施設」の規模について、部会にて同意された。

2 標準的な審査期間について

資料 4、5 「提案書の審査期間 6 ヶ月、評価書案の 8 ヶ月間の期間」について、部会にて同意された。

3 環境要素について

「川崎市環境影響評価技術指針」の環境影響要因と環境影響評価項目の関連表を利用し、本市の特性を踏まえ、環境要素を整理することとなった。

第 3 回 改正検討部会

日 時：平成 22 年（2010 年）10 月 5 日（火）10：00～11：45

出席委員：山中部会長、秋岡委員、福田委員

内 容：

1 対象事業の規模について

資料 3 「廃棄物処理施設」「下水道終末処理場」「道路」「鉄道・軌道」の規模案について、部会にて同意された。

「工場又は事業場」については、周辺に著しい影響を及ぼすおそれがある種類を多角的に対象事業として捉えるためには、市が示した「焼却能力 2kL/h 又は排出水量 5 千 m³/日以上」とする規模要件に、現行の「敷地面積 9,000m²以上」を加えるべき、との意見が部会より出された。

2 予測対象表について

他事例（川崎市）をもとに作成した予測対象表（資料6）について、事業者に事前に、必要な予測項目や配慮事項を示し、手続に戦略的要素を反映させるため、技術指針に対象事業個別の対象表を掲載する方向で、引き続き部会で検討を行うこととされた。